

(10) 社寺仏閣及び納骨堂

提案基準10 「社寺仏閣及び納骨堂」

当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 当該建築物の建築は、原則として宗教法人法第2条に定める宗教団体が行うものであること。
- 2 当該市街化調整区域及びその周辺地域における信者の分布その他に照らし、特に当該地域に立地する合理的事情が存すること。
なお、その他に照らし、特に当該地域に立地する合理的事情が存することとして扱うものは、市街化調整区域に関する都市計画が決定された際現に存した施設等であり、従前の敷地が著しく狭小である等格段の事情がある場合で、計画が次の各号のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 地元市町村の土地利用計画において、支障がないと認められること。
 - (2) 敷地増を図る場合の増加後の敷地面積は、従前の2倍以下であり、増加面積はおおむね1000平方メートルを限度とする。
また、近隣へ移転する場合の敷地面積は、従前の2倍以下であり、従前の敷地面積より増加する面積は、おおむね1000平方メートルを限度とする。
 - (3) 延べ面積は従前の2倍以下であり、かつ、階数は従前以下又は2以下であること。
- 3 当該宗教団体等の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに付属する社務所、庫裏等で当該予定建築物の規模、構造、用途が宗教活動上必要と認められるものに限られ、宿泊施設及び休憩施設は含まないものであること。

<留意事項>

- ア 主として計画地周辺の市街化調整区域に居住する信者を対象とするものに限られるので留意すること。
- イ 要件2なお書の取り扱いについては次の点に留意すること。
 - (ア) 移転又は敷地増することにより宗教活動上の質的改善を図るものであること。単なる移転又は敷地増は該当しない。
 - (イ) 移転する場合は、原則として従前地と日常生活圏が同一とみなされる地域内にあること。
 - (ウ) 移転する場合は従前地の跡地利用が適切であること。

【解説P49参照】